

虐待防止に関する指針

社会福祉法人正晴会

特別養護老人ホームさくら

短期入所生活介護あんず

虐待防止に関する指針

1. 虐待防止に関する基本的考え方

社会福祉法人正晴会（以下「当法人」という）は、高齢者虐待は人権侵害であり、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益を擁護することを目的に、高齢者虐待の防止と高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、次の行為のいずれも行わないものとする。

- i. 身体的虐待～高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じさせる恐れがある暴行を加えること。
- ii. 介護・世話の放棄・放任～高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii. 心理的虐待～高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv. 性的虐待～高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること
- V. 経済的虐待～高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について

- ア. 当法人では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成する。統括責任者は施設長とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を委員会責任者とする。
- イ. 虐待防止検討委員会は他の委員会と独立して設置するものとするが、身体拘束廃止委員会とは関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いため、連動して実施する場合がある。
- ウ. 会議にあたってはテレビ会議システムを用いる場合がある。
- エ. 虐待防止検討委員会は3か月毎又は必要な場合は随時開催する。
- オ. 虐待防止検討委員会は次に関する内容を協議する。
 - ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること。
 - ・虐待の防止のための指針の整備に関すること。
 - ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
 - ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

- ・前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。
- ・その他委員会で協議すべき内容に関すること

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

ア. 職員に対する虐待の防止のための研修の内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

イ. 研修は年2回及び新規採用時に実施する。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ア. 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待等が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

イ. 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

ア. 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、管理者、上司等に報告する。

イ. 担当者は、相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った当人に事実確認を行う。また必要に応じ関係者から事情を確認し、これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理する。

ウ. 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

エ. 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において発生原因を検証し、原因の除去と再発防止策を決定し、職員に周知する。

オ. 施設内で虐待等の発生後、再発の危険がない場合でも、事実確認の概要及び再発防止策を市町村に報告する。

カ. 虐待等が発生した場合は、事実確認の結果、再発防止策をご家族等に報告する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、必要

な場合は、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ア. 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容について苦情解決責任者に報告する。
- イ. 苦情相談窓口で受け付けた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。
- ウ. 苦情を受け付けた後の対応は、「5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に沿って対応するものとする。
- エ. 苦情相談内容に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

附 則

令和3年4月1日より施行する。